

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 法人事業税の税率

**Q** : 10月から法人事業税の税率が下がるそうですが、どのようになるのですか？

**A** : 地方法人特別税が施行されることに伴い税率が下がりますが、全国一律ではなく、特定の都道府県については若干高い税率が採用されます。

### 【解説】

平成20年度の地方税法の改正によって、法人事業税の一部を地方へ譲与する地方法人特別税が施行される関係から、この10月1日以後開始する事業年度から、法人事業税及び外形標準課税の所得割の税率が、次のように引き下げられます。

ただし、引下げは、全国一律ではなく、現在においても超過税率を適用している、宮城、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫の8都道府県については、引き続き超過課税を行うとのことですので、バラツキがあり、注意が必要です。

### ◆普通法人の法人事業税、外形標準課税

#### イ. 400万円以下の所得金額

法人事業税：5%から2.7%へ

外形標準課税：3.8%から1.5%へ

#### ロ. 400万円超800万円以下の所得金額

法人事業税：7.3%から4%へ

外形標準課税：5.5%から2.2%へ

#### ハ. 800万円超の所得金額

法人事業税：9.6%から5.3%へ

外形標準課税：7.2%から2.9%へ

